

財団法人群馬県馬事公苑寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人群馬県馬事公苑(以下「馬事公苑」という。)という。

(事務所)

第2条 馬事公苑は、事務所を群馬県前橋市富士見町小暮2425番地に置く。

(目的)

第3条 馬事公苑は、広く県民に馬事技術及び馬事知識の普及及び奨励並びに優良乗用馬の育成及び供給等を行うことにより、県民の動物愛護心の涵養、青少年の健全な心身の育成及び乗馬技術の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 馬事公苑は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 馬事技術及び馬事知識の普及及び奨励事業
- (2) 優良乗用馬の育成及び供給事業
- (3) 公有馬事施設の受託管理
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 馬事公苑の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 第3条の目的を達成するために形成した財産
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立の際、基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の四分の三以上の同意を得、かつ、群馬県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 第3条の目的を達成するための施設の新設又は改設若しくは増設は、理事会の議決によって定め

る。

3 基本財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 馬事公苑の経費は、運用財産をもって支弁する。

(剰余金の処分)

第10条 会計年度に剰余金を生じたときは、理事会の議決を経てその全部若しくは、一部を基本財産に繰り入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。

(予算及び決算)

第11条 馬事公苑の収支予算は、年度開始前に理事会の議決により定める。

2 事業に必要な資金を借り入れようとするときは、借入計画、その他必要な事項を記載した文書により理事長の決裁を受けなければならない。

3 収支決算は、年度終了後2か月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第12条 馬事公苑の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(役員の種類別)

第13条 馬事公苑に、次の役員を置く。

(1) 理事長 1人

(2) 副理事長 1人以内

(3) 常務理事 1人

(4) 理事 (理事長、副理事長及び常務理事を含む。) 8人以上15人以内

(5) 監事 2人

2 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により、理事長、副理事長及び常務理事を選任する。

3 理事、監事及び評議員は相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

6 理事に異動があったときは、速やかに登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を群馬県知事に届けなければならない。

7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を群馬県知事に届けなければならない。

(役員職務)

第15条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

2 理事長は、馬事公苑を代表し、業務を統轄する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき若しくは理事長が欠けたとき又は理事長が他の団体の代表者を務める場合において、当該団体を相手方とする契約の締結その他民法第108条の規定の適用がある行為を行うときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、日常の事務を処理し、理事長及び副理事長に事故あるとき又は理事長及び副理事長

が欠けたときは、その職務を代行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 財産及び会計を監査すること。
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (3) 財産、会計及び業務の執行状況について、不正の事実を発見したときは、これを理事会又は群馬県知事に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため、必要があるときは、理事会の招集を請求し、又は招集すること。

(役員任期)

第16条 役員任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了の場合又は辞任した場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会において理事現在数四分の三以上の同意により解任することができる。この場合においては、理事会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 馬事公苑の名誉をき損し、又は目的に反するような行為があったとき。
- (2) 心身の故障により職務の執行に堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第18条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第19条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第20条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他この法人の運営に関する重要な事項

(種類及び開催)

第21条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第22条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

2 理事長は前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、請求のあった日から起算して14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事に対して会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、あらかじめ開会の日前7日までに文書をもって通知しなければならない。

(定足数)

第23条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

(議決)

第24条 理事会の議決は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理及び書面による表決)

第25条 理事は、やむを得ない理由のため、理事会に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、当該理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第27条 馬事公苑に、評議員8人以上15人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

3 評議員には、第16条から18条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第28条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

5 評議員会には、第22条から第24条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるものは、「評議員会」と、「理事」とあるものは、「評議員」と読み替えるものとする。

6 前各号に規定するもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第6章 名誉会長

(名誉会長)

第29条 馬事公苑に名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、群馬県知事の職にある者をもって充てる。

3 名誉会長は、重要な事項について理事長の諮問に応じて意見を述べることができる。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第30条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の四分の三以上の同意を得、群馬県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第31条 馬事公苑は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の四分の三以上の同意を得、群馬県知事の許可を受けなければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第32条 馬事公苑が解散するときに有する残余財産は、理事会及び評議員会の議決により、群馬県知事の許可を得て、群馬県又は馬事公苑と類似の目的をもつ他の公益団体に寄付するものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第33条 馬事公苑の事務を処理するため、事務局を設け必要な職員を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第34条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員並びに職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入並びに支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

第9章 雑則

(委任)

第35条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 馬事公苑の設立初年度の収支予算及び事業計画は、第11条及び第21条第1号の規定にかかわらず設立者の定めるところによる。
- 2 馬事公苑の設立当初の役員は、第14条の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任

期は、第16条の第1項の規定にかかわらず昭和63年3月31日までとする。

3 馬事公苑の設立当初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず設立許可のあった日から昭和60年3月31日までとする。

4 この寄附行為は昭和59年11月20日から施行する。

附 則 (昭和61年3月26日第4回理事会)

この寄附行為は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則 (昭和63年1月28日第10回理事会)

この変更は昭和63年1月29日から施行する。

附 則 (平成7年3月28日第29回理事会)

この変更は平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月30日第39回理事会)

この変更は平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月23日第50回理事会)

1 この変更は平成17年4月1日から施行する。

2 この変更時点の役員及び評議員は、第14条第1項及び第26条第2項の規定にかかわらず、その任期は平成18年3月31日までとする。

附 則 (平成20年3月17日第57回理事会)

1 この変更は平成20年4月1日から施行する。

2 この寄附行為の変更の際、現に役員及び評議員である者の任期は、平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成21年5月25日第60回理事会)

1 この変更は平成21年5月26日から施行する。